

静岡労働局長（当局）は、平成26年3月12日（水）、全労働省労働組合静岡支部長（全労働）と交渉を行った。この交渉の概要は以下のとおりである。

全労働

1 賃金改善について

「給与改定・臨時特例法」により不当に引き下げられた賃金の回復を求めます。また、この法律の延長や新たな給与減額措置を行わないよう求めます。

2 労働行政体制の拡充について

行政運営に必要な定員を確保することを求めます。現下の厳しい雇用失業情勢への対応等、国民のニーズに見合った労働行政体制確立のため、労働行政職員の増員を求めます。

また、国家公務員の新規採用抑制による欠員を早急に回復することを求めます。

3 職員の健康・安全の確保について

行政対象暴力等に対し、職員と職場の安全確保対策を徹底することを求めます。健康確保対策、特に実効あるメンタルヘルス対策を講ずることを求めます。

また津波等自然災害から利用者、職員を守るための防災対策の充実を求めます。

当局

1 今般の「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」に基づく措置につきましては、現在国がおかれている厳しい状況への対処の一つとしてやむを得ず行われたものと思っておりますが、人事院勧告制度のもと特例法が実施されることは重要な問題であると認識しています。

また、特に当局では、通勤において、新幹線利用通勤者の特急料金、自動車通勤者の駐車場料金等自己負担をしている者が多くいることは、十分承知しているところです。

2 労働行政を積極的に推進する上で体制の確保はその基本となるものです。業務量に見合った定員を確保するようあらゆる知恵を絞りながら努力したいと考えています。一方で、昨年度は大幅な新規採用抑制が行われ、今年度は見直しが行われたものの、定員事情は極めて厳しい状況にあると認識しています。

本省に対して当局における実情を訴えているところですが、今後も欠員が解消できるよう努力してまいりたいと考えております。

3 職員の健康・安全の確保について

利用者・職員と職場の安全対策につきましては、県警及び地元警察署に対し、職場の巡回警備を局及び各所属から依頼するとともに、防犯用具の整備等、職員・相談員等が安心して業務の遂行ができる環境整備に努めているところです。また防災対策については、防災マニュアルの周知徹底と各所属の地理的条件に見合った対応を指示しております。

メンタルヘルス対策もきわめて重要な課題と認識しています。今後、職員の意見も承りながら、対策を検討していきたいと考えております。